

2019年5月31日

株主各位

第94回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ①連結注記表…………… 1 頁
- ②個別注記表……………12頁

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/ir/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

 三菱マテリアル株式会社

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 152社

①主要な連結子会社の名称

インドネシア・カパー・スメルティング社、MMCカップパープロダクツ社、MCCデベロップメント社、小名浜製錬㈱、三宝メタル販売㈱、米国三菱セメント社、マテリアルエコリファイン㈱、㈱マテリアルファイナンス、三菱アルミニウム㈱、三菱伸銅㈱、三菱電線工業㈱、三菱日立ツール㈱、三菱マテリアルテクノ㈱、三菱マテリアルトレーディング㈱、ユニバーサル製缶㈱、ロバートソン・レディ・ミックス社

②連結の範囲の異動

当連結会計年度より、MMメタルリサイクリング社、MMCハードメタルインド社他2社を連結の範囲に含めております。また、マテリアルエネルギー㈱は清算を結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

ニューエナジーふじみ野㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社の数 0社

(2) 持分法適用関連会社の数 16社

①主要な会社の名称

宇部三菱セメント㈱、エヌエムセメント㈱、エルエムサンパワー㈱、㈱コベルコマテリアル銅管、㈱ピーエス三菱

②持分法適用の範囲の異動

当連結会計年度より、日本海洋掘削㈱は会社更生手続の開始が決定されたため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

小名浜吉野石膏㈱

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は16社ですが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その主な連結子会社は以下のとおりです。

決算日 12月31日

MMCカップパープロダクツ社他15社

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法（持分法を適用しているものを除く）

b) その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、評価方法は製錬地金資産については主として先入先出法、その他のたな卸資産については主として総平均法を採用しております。

③デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を除く）

定額法

但し、構築物のうち坑道、土地のうち鉱業用地及び原料地は生産高比例法。

②無形固定資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を除く）

定額法

但し、鉱業権は生産高比例法。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、主として将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担とすべき額を計上しております。

③たな卸資産処分損失引当金

今後発生が見込まれる、たな卸資産の処分に係る損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退任により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額を計上しております。

⑤関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金等債権を超えて当社または連結子会社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

⑥製品補償引当金

当社グループの製品において、今後発生が見込まれる顧客への補償費用等について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑦環境対策引当金

当社グループが管理する休廃止鉱山等において、鉱山保安法技術指針改正に伴う大規模集積場の安定化対策及び危害防止対策、並びに近年の自然環境変化に対応するための水処理能力増強を主とする未処理水放流防止等の抜本的な鉱害防止対策を実施するための工事費用の見込額を計上しております。また、廃棄物処理に係る損失及び秋田県鹿角地区における汚染土壌処理に係る損失に備えるため、支払見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(ヘッジ手段、ヘッジ対象とヘッジ方針)

外貨建取引の為替レート変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引を実施しております。非鉄金属な卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で、商品先渡取引、商品価格スワップ取引を実施しているほか、将来販売先に引き渡される非鉄金属商品の価格を先物価格で契約した時に生じる商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を実施しております。

借入金の金利変動に伴うリスクを回避し、資金調達コストを低減する目的で、金利スワップ取引を実施しております。

(ヘッジ有効性評価の方法)

原則的に、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象物の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して、有効性の評価を行っております。

更に、非鉄金属先渡取引に関しては、毎月、ヘッジ対象物とヘッジ取引の取引量が一致するように管理し、期末決算時においては予定していた損益、キャッシュ・フローが確保されたか否かを検証し、有効性を確認しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額的に重要性がない場合には、発生時に全額償却しております。

③退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

【未適用の会計基準等に関する注記】

1. 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」 （企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」 （企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等

- ・「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」 （実務対応報告第18号 平成30年9月14日）
- ・「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」 （実務対応報告第24号 平成30年9月14日）

(1) 概要

企業会計基準委員会において実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しが検討されてきたもので、主な改正内容は、連結決算手続において、「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」の当面の取扱いに従って、在外子会社等において、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合には、当該資本性金融商品の売却を行ったときに、連結決算手続上、取得原価と売却価額との差額を当該連結会計年度の損益として計上するように修正することとされております。

また、減損処理が必要と判断される場合には、連結決算手続上、評価差額を当該連結会計年度の損失として計上するように修正することとされています。

(2) 適用予定日

2020年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

現金及び預金	30,860百万円
受取手形及び売掛金	16,001
商品及び製品	5,295
仕掛品	19,321
原材料及び貯蔵品	15,565
有形固定資産	41,470
無形固定資産	4
投資有価証券	3,076
(担保に係る債務の金額)	
短期借入金	22,632百万円
長期借入金	1,954
(うち1年以内返済予定)	1,215)
その他債務	24

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,347,305百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

シミルコファイナンス社	10,698百万円
ジェコ2社	2,028
湯沢地熱(株)	1,608
カッパーマウンテンマイン社	1,359
(株)コベルコマテリアル銅管	1,189
従業員	2,305
その他(8社)	760
計	19,950

4. 偶発債務

(インドネシア国税務に関する件)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社(以下、P T S社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(当連結会計年度末日レートでの円換算額5,312百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2015年1月28日付で、追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,553百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、P T S社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル（同円換算額2,533百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2017年12月27日付で、追徴額の一部である6百万米ドル（同円換算額698百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一時的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

P T S社が2018年2月27日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2019年2月25日付で棄却されました。そのため、今後、P T S社は税務裁判所に提訴することとしております。

またP T S社は、2018年12月5日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2014年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、15百万米ドル（同円換算額1,688百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2018年12月27日付で、追徴額の一部である5百万米ドル（同円換算額651百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一時的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2019年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

なお、当連結会計年度末日において、P T S社が内容を争っている追徴額は、上記の年度に加え、2010年12月期、2011年12月期、2013年12月期及び2015年12月期分を含めて、総額101百万米ドル（同円換算額11,309百万円）であります。

（品質不適合品に関する件）

当社グループにおいて、過去に製造販売した製品の一部について、検査記録データの書き換えや検査の一部不実施等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事実が判明しました。

この事実に基づき、当社グループの一部の事業所において、各認証機関よりJIS認証の取消しやISO認証の取消し等の通知を受けております。

本件事案の今後の進捗次第では、顧客への補償費用等の発生により、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なものについては、連結計算書類には反映しておりません。

（公正取引委員会による立入検査に関する件）

当社の連結子会社であるユニバーサル製缶株式会社は、2018年2月6日、飲料用空缶の取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。同社は、公正取引委員会の調査に全面的に協力しております。

本件事案の今後の進捗次第では、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なため、連結計算書類には反映しておりません。

5. 遡及義務

受取手形割引高	580百万円
受取手形裏書譲渡高	0
債権流動化による遡及義務	3,848

6. 当社及び連結子会社1社において、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額のうち当社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法としましたが、一部については第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法を採用しております。

(1) 当社

再評価を行った年月日	四日市工場	2000年3月31日
	上記以外	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額		△32,681百万円

(2) 連結子会社1社

再評価を行った年月日		2000年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額		△5,665百万円

7. 連結会計年度末日満期手形の会計処理は、主として手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形	4,622百万円
支払手形	2,403

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 131,489,535株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数 普通株式 538,493株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会	普通株式	6,548	50.0	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年11月6日 取締役会	普通株式	5,238	40.0	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	5,238	利益剰余金	40.0	2019年3月31日	2019年6月3日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債による調達資金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部運用基準に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	108,648	108,648	－
(2) 受取手形及び売掛金	248,220	248,220	－
(3) 投資有価証券			
関係会社株式	10,753	9,861	△892
其他有価証券	175,809	175,809	－
資産計	543,431	542,539	△892
(1) 支払手形及び買掛金	147,566	147,566	－
(2) 短期借入金	180,100	180,100	－
(3) コマーシャル・ペーパー	5,000	5,000	－
(4) 社債	50,000	49,789	△211
(5) 長期借入金	259,667	261,128	1,461
負債計	642,334	643,585	1,250
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,334	2,334	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(521)	(1,791)	△1,270
デリバティブ取引計	1,813	542	△1,270

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券（関係会社株式及びその他有価証券）

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

社債の時価については、市場価格によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

通貨関連取引については、先物為替相場によっております。金利関連取引については、取引金融機関からの提示値によっております。商品関連取引については、先物相場によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式 (非上場株式)	42,363
その他有価証券 (非上場株式)	7,645

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。なお、上記の一部については、当社及び一部の子会社が使用しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
52,219	51,770

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外及びグループ内の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性が乏しいことから、公示価格や固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たりの純資産額	4,838円31銭
1株当たりの当期純利益	9円92銭

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、評価方法は製錬地金資産については先入先出法、その他のたな卸資産については主として総平均法を採用しております。

(3) デリバティブ取引

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を除く）

主として定額法を採用しております。但し、坑道、鉱業用地及び原料地については生産高比例法を採用しております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を除く）

定額法

但し、鉱業権は生産高比例法。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して関係会社株式等について必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、10年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、10年による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金等債権を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

当社グループが管理する休廃止鉱山等において、鉱山保安法技術指針改正に伴う大規模集積場の安定化対策及び危害防止対策、並びに近年の自然環境変化に対応するための水処理能力増強を主とする未処理水放流防止等の抜本的な鉱害防止対策を実施するための工事費用の見込額を計上しております。また、廃棄物処理に係る損失及び秋田県鹿角地区における汚染土壌処理に係る損失に備えるため、支払見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段、ヘッジ対象とヘッジ方針

外貨建取引の為替レート変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引を実施しております。非鉄金属たな卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で、商品先渡取引を実施しているほか、将来販売先に引き渡される非鉄金属商品の価格を先物価格で契約した時に生じる商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を実施しております。

借入金の金利変動に伴うリスクを回避し、資金調達コストを低減する目的で、金利スワップ取引を実施しております。

③ヘッジ有効性評価の方法

原則的に、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象物の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して、有効性の評価を行っております。更に、非鉄金属先渡取引に関しては、毎月、ヘッジ対象物とヘッジ取引の取引量が一致するように管理し、期末決算時においては予定していた損益、キャッシュ・フローが確保されたか否かを検証し、有効性を確認しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計に関する注記を変更しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

関係会社株式	3,034百万円
--------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	562,963百万円
-------------------	------------

3. 当事業年度に実施した直接減額方式による圧縮記帳額は47百万円であります。

4. 保証債務

下記の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

MMCカッパープロダクツ社	18,860百万円
---------------	-----------

シミルコファイナンス社	10,698
-------------	--------

MC Cデベロップメント社	3,637
---------------	-------

従業員	2,233
-----	-------

ジェコ2社	2,028
-------	-------

湯沢地熱株式会社	1,608
----------	-------

MMCメタルファブリケーション社	1,405
------------------	-------

カッパーマウンテンマイン社	1,359
---------------	-------

株式会社コベルコマテリアル銅管	1,189
-----------------	-------

広東達宜明粉末冶金有限公司	1,160
---------------	-------

その他(8社)	1,800
---------	-------

計	45,982
---	--------

5. 遡及義務

債権流動化による遡及義務	1,874百万円
--------------	----------

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	67,452百万円
--------	-----------

長期金銭債権	139
--------	-----

短期金銭債務	72,699
--------	--------

長期金銭債務	365
--------	-----

7. 貸出コミットメント契約

当社の連結子会社である株式会社ダイヤモンド及び株式会社ビーエムテクノとの間で極度貸付契約を締結しており、当事業年度末における貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸付極度額の総額	25,880百万円
貸付実行残高	22,450
差引額	3,430

8. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法を採用しております。

再評価を行った年月日	四日市工場	2000年3月31日
	上記以外	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額		△32,681百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

売上高	256,494百万円
仕入高	208,868
営業取引以外の取引高	111,247

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	4,314百万円
------	----------

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の数 普通株式 536,170株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式等評価損	21,056百万円
環境対策引当金	12,378
固定資産減損損失	7,186
退職給付信託資産	6,920
貸倒引当金	4,760
投資有価証券評価損	4,720
建物評価減	4,096
退職給付引当金	3,155
たな卸資産評価損	2,046
賞与引当金	1,290
税務上の繰越欠損金	587
その他	6,695
繰延税金資産小計	74,894
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△587
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△62,421
評価性引当額小計	△63,009
繰延税金資産合計	11,885

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△19,517
退職給付信託益	△3,208
合併受入時土地評価差額	△1,502
その他	△186
繰延税金負債合計	△24,414
繰延税金資産(負債△)の純額	△12,529

2. 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	6,106
評価性引当額	△6,106
再評価に係る繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	21,203
再評価に係る繰延税金負債の純額	21,203

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため、当該記載を省略しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三菱伸銅株式会社	東京都千代田区	百万円 8,713	非鉄金属製品の製造、加工及び販売	所有直接 100%	銅地金の供給 役員の兼任	銅地金の供給(注1)	85,501	売掛金	13,853
子会社	インドネシア・カパー・スマルティング社	インドネシアジャカルタ	千米ドル 326,000	非鉄金属製錬業	所有直接 61%	銅地金等の仕入 役員の兼任	原材料の購入(注1,2)	184,138	買掛金	1,433
子会社	株式会社マテリアルファイナンス	東京都千代田区	百万円 30	金融業	所有直接 100%	資金の借入及び 債権譲渡 役員の兼任	資金の借入(注3)	175,200	短期借入金	40,500
							支払利息(注4)	93	未払費用	6
							債権譲渡(注5,6)	37,922	—	—
							債権譲渡損(注7)	11	—	—
子会社	株式会社ダイヤモンド	新潟県新潟市東区	百万円 4,750	粉末冶金製品製造、販売業	所有直接 100%	資金の援助	資金の貸付	21,250	長期貸付金(注8)	21,250
							受取利息(注9)	44	前受収益	4
子会社	MMCカッパープロダクツ社	フィンランドボリ	千ユーロ 160,000	銅加工品事業	所有直接 100%	借入金の保証 役員の兼任	債務保証(注10)	18,860	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引条件は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (注2) インドネシア・カパー・スマルティング社から商社を経由して購入した滓類の取引金額121,586百万円を含みます。これは取引契約内容より実質的に関連当事者との取引と判断したものです。
- (注3) 資金の借入については、取引の発生総額を記載しております。
- (注4) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は提供していません。
- (注5) 債権譲渡取引については、株式会社マテリアルファイナンスとの間で基本契約書を締結し、債権の譲渡を行っております。
- (注6) 債権譲渡は、受取手形債権譲渡高13,774百万円、売掛金債権譲渡高24,148百万円であります。
- (注7) 債権譲渡損については、一般の取引条件を勘案して合理的に決定しております。
- (注8) 株式会社ダイヤモンドに対し、11,163百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において9,520百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注9) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、不動産担保の提供を受けております。
- (注10) 銀行借入につき、債務保証を行っております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たりの純資産額 3,542円19銭
1株当たりの当期純損失 103円61銭

[重要な後発事象に関する注記]

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ダイヤモンド及び株式会社ピーエムテクノに対する支援として、同年4月30日を期限として設定している融資枠について、5月1日より増額の上、期限を延長することを決議しました。5月1日における両社に対する融資の状況は以下のとおりであります。

1. 株式会社ダイヤモンド
 - 融資枠 32,000百万円 (7,800百万円増額)
 - 期限 2020年3月31日まで
 - 融資額 22,150百万円

2. 株式会社ピーエムテクノ
 - 融資枠 1,680百万円 (金額の変更なし)
 - 期限 2020年3月31日まで
 - 融資額 1,200百万円